

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		64名	うち府派遣	16名	うち府退職者	16名
主な事業概要	○公益目的事業 (1)まちづくりコーディネート事業 ・土地区画整理事業等支援 ・密集市街地まちづくり活動支援 ・まちづくり初動期活動支援 ・市町村道路施設点検等支援 (2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業) ○収益事業等 ・駐車場運営事業 ・河川敷の環境保全・魅力向上事業 ○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員7名		年1回以上	
	課長会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時	
【前回見直し時における法人の課題等】 ○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。 ○公益目的事業では、 ・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。 ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。 ・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。 ・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 ○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 ○法人全体のマネジメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定) ○中期経営計画の策定・変更に関する決定 ○各年度の経営目標の設定 ○公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導 ○理事会、評議委員会の運営(理事及び評議員の多くは府・市の関係者) ○府の出資法人改革への対応 ○以上の他、定期的に課長会議(課長以上が出席)を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告(実施状況、収入・支出の状況等)を受け、重要事項については対応策を指示している。 ○これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産を取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和2年度まで「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
- ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方針に係る検討については課題として残っている。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。しかし、安定的な事業の実施のため、今後も将来の埋立土量の確保のため、新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。

○まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

○（一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
- ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
- ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
- ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。

○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて、引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産の取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和元年度まで「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。

- ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
- ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させるとともに、府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。

○まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・タウン管理財団との統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題である。統合にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、事業の再構築、出損者との調整、組織、役員・人員の配置を検討するという重要な課題がある。
また、統合後の法人の業務内容は、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが想定されている。
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・環境共生型まちづくり事業については、埋め立てのための建設リサイクル土の確保の為に、隣接府県の新たな公共事業からの搬入が必要である。その為、埋立免許等について、隣接府県も含めた関係行政機関との密接な協議・調整が必要である。
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、府港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- ・市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- ・まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくためには、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。
これを行うためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通した府関係者の就任が不可欠である。

- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。